

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 4月15日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：25件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	残留熱除去海水系熱交換器（B）出口淡水希釈入口弁駆動部計装品点検において、駆動部よりエアリーク（微量）が認められたため、当該部を修理	D	
2	2号機	漏えい燃料調査用気体廃棄物処理系高感度排ガスモニタ点検において、現場監視装置パソコンの動作不良が認められたため、当該パソコンを修理	D	
3	2号機	タービン建屋換気空調系放射線モニタサンプルポンプ（B）点検において、サンプリングラックの表示灯不良（ポンプ停止で緑ランプ不点灯）が認められたため、当該部を修理	D	
4	2号機	燃料装荷における燃料着座状態の確認において、分析・評価遅れが認められたため、対応検討	C	
5	2号機	気体廃棄物処理系排ガス予熱器（B）出口及び排ガス再結合器（A）下部温度検出器点検において、さや管及び温度検出器ねじ込み部にかじりが認められたため、対応検討	D	
6	2号機	気体廃棄物処理系排ガス再結合器（B）下部温度検出器点検において、温度検出器がさや管から引抜けない事象が認められたため、対応検討	D	
7	2号機	定期事業者検査（制御棒駆動機構機能検査）において、制御棒（50-27、18-31）に挿入・引抜き時間の判定値外れが認められたため、対応検討	D	
8	3号機	タービン建屋1階非常用ディーゼル発電機（B）換気空調系排気ファン室共用所内ボイラ冷却水ドレン配管保温材内部より水の滴下（1滴/数分程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
9	3号機	廃棄物処理建屋2階モータコントロールセンタ室南側外壁より雨水の浸入が認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	3号機	タービン建屋地階換気空調系スイッチギヤ室局所空調機（30）のフィルタに汚れが認められたため、当該フィルタを交換	D	
11	4号機	非常用ディーゼル発電機（A）空気冷却器（B）吸気圧力計元弁点検において、弁体の欠落が認められたため、当該弁を交換	C	
12	4号機	定期事業者検査（主蒸気隔離弁漏えい率検査（停止後））において、検査要領書に誤記（チェックシートの弁番号）が認められたため、当該要領書を改訂し、検査を再開	D	
13	4号機	循環水ポンプ（A）点検において、インペラとケーシングリングの間隙値に許容値外れが認められたため、当該ケーシングリングを交換	D	
14	4号機	主タービン主蒸気止め弁（2）点検において、上蓋締付けボルト（3箇所）にかじりが認められたため、当該ボルトを交換	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	4号機	第4給水加熱器(B)胴体ドレンレベル計・レベルスイッチ取出元弁(2)操作において、弁棒を折損させたため、当該弁棒を交換	D	
16	4号機	主タービン複合中間弁(1~6)点検において、ストレーナ回り止めピン及びピン溝に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
17	5号機	タービン建屋地階北側トレンチ内飲料水配管より水のリーク(堰内:約1200リットル、汚染なし)が認められたため、当該配管を点検・修理	C	
18	5号機	復水脱塩装置苛性ソーダ移送配管圧抜空気駆動弁点検において、弁駆動用電磁弁配管継手部よりエアリーク(微量)が認められたため、当該部を修理	D	
19	5号機	非常用ディーゼル発電機(A)室換気空調系排気ファン(8)電動機点検において、軸振れの許容値外れ及び打痕が認められたため、当該部を修理	D	
20	5号機	タービン建屋地階換気空調系スイッチギヤ室移送排風機のVベルトに切損(2本中1本)が認められたため、当該ベルトを交換	D	
21	6号機	原子炉建屋低電導度ドレンサンプ(A)ポンプ運転において、出口弁が全開にならないことが認められたため、当該部を点検・修理	D	
22	6号機	復水脱塩装置陽イオン樹脂再生塔陽イオン樹脂出口弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
23	6号機	タービン建屋地階スイッチギヤ室スチームサンプ脇の床面に配管撤去痕開口が認められたため、当該床面を点検・修理	D	
24	集中環境施設	シャワードレン処理系シャワードレン収集タンク(B)レベル計に指示不良(ステップ状変化)が認められたため、当該レベル計を点検・修理	D	
25	その他	坂下ダム淡水用導水管一部移設工事において、工事終了後の送水を再開したが復旧遅れが認められたため、対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで